

論 文

在国大名と江戸

—小浜藩二代藩主酒井忠直の在国一年—

藤井 讓治*

はじめに

1. 酒井忠直と参勤交替
2. 寛文6年から翌年の在国と江戸
 - (1) 江戸での暇と翌年の参勤
 - (2) 江戸からの飛脚
 - (3) 江戸への飛脚
 - (4) 江戸への使者
 - (5) 領外からの飛札・飛脚

おわりに

はじめに

江戸時代参勤交替する大名が、国元でどのように過ごしていたかを正面から取り上げた研究は多くはない。そのなかにあって国元での領内仕置等については、個別に人物を対象とした伝記などで取り上げられたり、自治体史等で濃い薄いはあるものの国元での政治や文芸活動などが取り上げられたりしている。しかし在国中の大名が領外、殊に江戸とどのような関係を持っていたか、またその意味についての研究はほとんどみられない。

江戸で将軍から国元への暇が出ると、多くは数日のうちに江戸を発ち国元へ向かう。そして一年足らずを国元で過ごし、参勤のため国元を発ち、江戸到着の数日後、将軍へ参勤の礼を行うため江戸城に登城する。

将軍から暇が出たあとの大名は、江戸での朔望、二十八日の登城や将軍の参詣への扈從などの勤めを免じられ、国元に戻れば江戸の勤めから解放され、自ら思うがままに過ごしていると思われるかもしれない。しかし、そうでもなさそうである。

本稿では、譜代大名酒井氏小浜藩二代藩主であった酒井忠直の国元での一年を対象に、国元での仕置、菩提寺への参詣、鷹狩、能・狂言等の国元での活動はひとまず措き、領外、殊に江戸との関係に焦点を絞って、その実態を描き、その特質を明らかにすることで、江戸時代の大名家に新たな側面を加えようと企図するものである。

*京都大学名誉教授、福井県文書館記録資料アドバイザー

1. 酒井忠直と参勤交替

まず酒井忠直について述べておこう¹⁾。忠直は、寛永7年(1630)3月23日、酒井忠勝の四男として江戸に生まれる。父忠勝は、寛永11年、若狭・越前敦賀郡、近江高島郡の内、11万3500石を徳川家光から与えられ、幕府においては老中・大老の地位にあつて深く幕政に参与した。そのため大半を江戸に過ごし、国元小浜へ帰国したのはわずか4回、滞在期間も併せて1年に満たなかった²⁾。

一方忠直は、寛永18年8月9日にのち四代将軍となる徳川家綱の小姓、ついで正保元年(1644)に本城の勤めとなり、同年12月晦日、従五位下修理大夫に叙任された。その後、慶安2年(1649)、兄忠朝の廃嫡にともない嫡男となる。そして明暦2年(1656)5月26日に忠勝の隠居とともに家督を継ぎ小浜藩二代藩主となり、同年12月26日従四位下に叙される。そして万治元年(1658)6月10日に初めて暇を給い国元小浜に入部した。

寛文10年(1670)4月22日、病気を理由に隠居を願い出るが、将軍家綱より「未及老年付、幾年も無氣遣可致養生旨」³⁾を申し渡され、隠居は認められず、氣遣いなく養生するよう命じられた。延宝元年(1673)12月28日侍従に進む。寛文12年5月25日、先に改易された堀田正信を預けられるが⁴⁾、延宝5年に正信が断りなく小浜を離れ京都に出向いたことが将軍の耳に入り、正信を預かっていた忠直の罪が問われ、6月15日に閉門を申し渡された。この閉門は同年閏12月17日に赦される⁵⁾。そして天和2年(1682)7月10日小浜にて没した。享年53であった。

分析に主として用いる「御自分日記」⁶⁾は、右筆が書いた忠直を主語とする日次記であり、忠直が家督相続後初めて小浜に入部した翌年の万治2年から延宝6年まで、延宝5年を除き連年残されている。このうち具体的な分析には、寛文6年5月から翌年5月までの「御自分日記」をもちいるが、まず対象をこの一年とする理由を以下述べておこう。

表1は、忠直の年々の参勤交代について、江戸で暇が出た日、江戸発着の日、将軍への参勤御礼の日、国元小浜発着の日を分かる限り示したものである。この表によると、家督を相続した明暦2年とその翌年は国元への暇は出ず、万治元年に始めての暇が出たこと、万治3年・寛文5年・延宝5年を除くとほぼ一年交替で江戸と国元を行き来していることが分かる。万治3年の在府は父忠勝が4月に将軍家綱の許しを得て日光山に行き、剃髪して空印を名乗ったことが関係していると思われるが定かではない。寛文5年は忠直の病が原因であり、延宝5年は、先に述べた堀田正信の一件で閉門となったことがその要因であろう。

また、**表1**から、おおよそ在府は、江戸と国元を行き来の日数を除くと一年余り、在国は一年足らずである。さらに江戸から国元への旅程は12日前後、国元から江戸への旅程は国元への旅程より少し長めである。ただ、寛文2年は、父忠勝の病が重篤との報を得て、急遽江戸に向かうが、その旅程はわずか6日であった⁷⁾。

万治元年から天和2年までの間、忠直の在国は10回あるが、日記が残る期間に限ると、万治元年7月から翌年5月まで、寛文元年8月から翌年5月まで、寛文3年7月から翌年6月まで、寛文6年5月から翌年5月まで、寛文8年7月から翌年8月まで、寛文10年10月から翌年8月まで、寛文12年10月から翌延宝元年8月まで、延宝2年9月から延宝3年11月まで、の8回を数えることができる。

このうち父忠勝の存命中は幕府との特別な関係もあり、一般的な譜代大名の在国を分析する対象と

しては適切ではないだろう。また寛文10年以降については、『寛政重修諸家譜』の忠直の項に「(寛文十年)八月十五日封地に行の暇をたまふ、はじめより六月をもつてすといへども、病者たるにより涼風を待て旅行せん事をこふてゆるされ、是より後例となる」⁸⁾とあり、本来六月を暇の時期とされていたものが、この時に病者を理由に8月となり、以降恒例となったことが分かり、寛文10年以降の時期も分析対象とするには条件は十分ではない。

残るは寛文3年、寛文6年、寛文8年の在国であるが、このうち「御自分日記」の記載が最も充実し、かつ忠直の体調もよかった寛文6年から7年にかけての在国を本稿では対象とする。なお、寛文7年については、酒井家文庫に「寛文七年分限帳」⁹⁾が残されているのもこの年を選んだ理由である。

2. 寛文6年から翌年の在国と江戸

(1) 江戸での暇と翌年の参勤

忠直は、寛文6年5月13日に將軍家綱から暇をえて、即日江戸を發つ¹⁰⁾。「柳營日次記」同日条には次のようにある。

(給)
同廿

(忠直)
御馬一疋 酒井修理大夫

右修理大夫領地丹後国近所、例年より早々御暇被下、折々丹後国江為見廻家来遣可申由也、

下段に「例年より早々御暇被下」とあるように、例年の暇が出るのは6月であるが¹¹⁾、この年は例年より早く暇が出た。その理由は、折々丹後へ家臣を派遣するように命じられたことにある。家臣の丹後派遣の背景には、丹後宮津藩主京極高国が寛文6年5月3日に改易されたことにあった¹²⁾。幕府は丹後の隣国である若狭を領する忠直に宮津城請取の様子を内々に監察することを命じたのである。

忠直の江戸から小浜までの行程は、13日品川宿、14日大磯宿、15日三島宿、16日江尻宿、17日金谷宿、18日浜松宿、19日赤坂宿、20日清須宿、21日関ヶ原宿、22日疋田宿、23日酉上刻小浜着であり、東海道から中山道に入る行程で¹³⁾、日数は11日であり、表1から窺える江戸・小浜間の他の旅程と比較すると、多少急いだ感はある¹⁴⁾。

翌年5月の江戸への参勤は、寛文7年5月11日辰中刻に小浜を發ち、その日は佐柿宿、12日木ノ本宿、13日関ヶ原宿、14日熱田宿、15日御油宿、16日見付宿、17日鞠子宿、18日沼津宿、19日小田原宿、

表1 酒井忠直の帰国と参勤

年	江戸暇	江戸発着	参勤礼	小浜発着
明暦2	在府			
明暦3	在府			
万治1	6.10	6.28発		7.19着
万治2		5.晦着	6.8	5.15発
万治3	在府			
寛文1	7.-	8.3発		8.16着
寛文2		5.30着	6.3	5.25発
寛文3	6.14	6.25発		7.11着
寛文4		6.25着	7.29	6.8発
寛文5	在府			
寛文6	5.13	5.13発		5.23着
寛文7		5.21着	6.10	5.11発
寛文8	6.21	6.25発		7.6着
寛文9		8.27着	9.25	8.16発
寛文10	8.15	10.8発		10.20着
寛文11		8.15着	8.25	8.4発
寛文12	8.28	10.10発		10.21着
延宝1		8.23着	8.28	8.11発
延宝2	9.1	9.10発		9.22着
延宝3		12.27着	12.29	11.22発
延宝4	在府			
延宝5	在府			
延宝6	在府			
延宝7	2.10	一発		一着
延宝8		9.18着	9.27	一発
天和1	9.16	9.26発		一着
天和2	国元			7.10死

注)「御自分日記」「柳營日次記」による。
月日の②は閏2月のことである。

20日戸塚宿、21日戌下刻に江戸上屋敷に到着しており¹⁵⁾、行程は帰国時と同じく中山道・東海道を
 利用し、旅程日数も同じ11日であったが、宿泊先は関ヶ原を除くと帰国時とはすべて異なっている。

(2) 江戸からの飛脚

在国中には領外から、飛脚、使者が訪れ、また小浜藩の家臣が江戸や京都から帰国してくる。その
 なかで目立って多いのが江戸からの飛脚である。まず、その様相を「御自分日記」からみていこう。

「御自分日記」には、日記の一項目として「一今昼從江戸御飛脚来」（寛文6年6月13日条）、「一
 今申ノ刻江戸より飛脚来ル」（寛文6年6月21日条）といった記載がみえる。記事によって「御飛
 脚」と記すもの、また「飛脚」と記すものがあるが、両者は異なるものではなく、ともに江戸藩邸か
 ら国元に派遣されたもので、記載の差は日記を記した右筆の違いによるものと思われる。

表2は、「御自分日記」に記された江戸よりの飛脚が小浜に到着した日を月別にあげたものである。

表2 江戸からの飛脚

年	月	回	到着日	
寛文6	5	0	—	
	6	10	6(2度)、13、15、16、19、21、22、28(2度)	
	7	8	2、6、9、10、12、15、22、25	
	8	8	1、4、8、9、13、17、24、晦	
	9	5	7、10、19、25、29	
	10	4	2、6、22、24	
	11	6	2、6、7、12、20、23	
	12	7	4、7、13、14(2度)、15、29	
	寛文7	1	6	4、6、11、16、21、29
		2	3	10、16、22
		②	2	17、21
		3	3	7、19、23
4		8	2、8、9、15、18、21、23、25	
	5	4	1、3、9、12	

寛文6年5月23日小浜着から翌年寛文7年5月11日小浜発まで、閏月を含め約13ヶ月¹⁶⁾のあいだ
 に江戸からの飛脚は、74回、月5.7回、5日に1回とかなり頻繁であった。月別にみると国元に帰っ
 た5月は除き当初の三ヶ月は多く、翌年2月・閏2月・3月の三ヶ月は少ない。江戸発の日時が特定
 できないため、飛脚派遣の規則性を読み取ることはできないが、到着の日からすれば、必ずしも定期
 的に派遣されたものではないようである。

「御自分日記」の江戸よりの飛脚到来の記事は、先に述べたように「一今昼從江戸御飛脚来」、「一
 今申ノ刻江戸より飛脚来ル」とあるのみで要件を記さないものが大半であるが、なかには、要件を簡
 略に記すもの、またその後続く記載から要件を推測することが可能なものもある。以下、要件を記
 すものをみていこう。

寛文6年6月15日の江戸よりの飛脚は「高木八郎兵衛様」の死去を報じたものである。同日の「御
 自分日記」に「高木八郎兵衛様御死去ニ付、左兵衛様¹⁷⁾江為御使畠中九郎兵衛被遣、左兵衛様江奥様
 (酒井忠勝女)御機嫌之様躰可申上之旨被仰付」とある。高木正俊の母は酒井忠利女であり、かつ室

は酒井忠勝女であり、忠直の姉にあたる。「高木八郎兵衛」は、その子と思われる。

8月4日の飛脚は、「去月廿二日に石原二郎兵衛」が死去したことを報じたものである。石原二郎兵衛については、「安永三年小浜藩家臣由緒書」の小泉六郎兵衛正治の項に「六郎兵衛父ハ小泉甚兵衛正英与申、上野国新田荘小泉出、同国足利ニ住居仕、後嫡子石原次郎兵衛と一所罷在、承応二年病死」¹⁸⁾とみえるが、同一人物かは不明である。

6月19日の飛脚は「酒井伊予様」よりの「御用」で、江戸から小浜までを「七日振」で小浜に到着して、即日返事の飛脚を遣わしており、急用であったことが窺える。当時、酒井忠綱は5000石の旗本で、書院番頭の職にあったが、忠綱の父忠重は、忠直にとって祖父にあたる¹⁹⁾。

9月25日の飛脚は、9月16日の吉辰に仙千代様（酒井忠稠）が部屋移りをしたことを報じたものである。酒井忠稠は、忠直の二男で、承応2年に生まれ、寛文7年8月28日に將軍家綱に初目見えする。天和2年、忠直の遺領のうち1万石を分かち与えられる²⁰⁾。なお、この部屋移りのあと仙千代を改め右京を名乗ったようである。

寛文7年1月11日については、「御自分日記」に「京都迄之継飛脚之便、江戸老共方より書状指越之、右京様旧臘廿九日大吉日ニ付御袖被為留之旨申来ル」とあり、いつもとは異なり、幕府の江戸から京都への継飛脚²¹⁾の便をもって京都を経由して届けられた点が特異であるが、内容は忠稠の祝い事に関するものである。

寛文6年9月29日の飛脚は、公方様（家綱）が少々御不例のところ、軽くすぐに快然したとの報である。「柳當日次記」寛文6年9月20日条に「紅葉山御参詣之儀仍雨天 奥、少々御腹合（腹のぐあい）ニ付 御延引也」とある。また『徳川実紀』同日条に「廿日雨ふり、その上いさゝか御悩もあればとて紅葉山御詣なし」とみえる。

10月24日の飛脚は、「御自分日記」には「従江戸飛脚上着、来年六月中被成御参府候様ニ与御奉書到来」とあり、老中から来年6月中に参府するようにとの奉書が届いた。これは、後述する9月28日に江戸老中宛に参勤の時期を伺ったことへの老中からの返事である。

寛文7年3月19日の飛脚は、この記事の直前に「一酒造・たはこ作之儀、今度従公儀御書出し相渡ニ付、其通可相改之旨、郡奉行・町奉行・御代官共へ老中申渡之」とあることから、幕府からの酒造・たばこ作についての触をもたらししたものと考えられる²²⁾。

11月6日の飛脚は、酒井忠清の「奥様（姉小路公景女）」が去月26日、早産で男子を産んだことを報じたものである。このとき生まれたのは酒井忠清の三男忠寛である²³⁾。

寛文6年11月20日の飛脚は、10月13日に「鞆負様（酒井忠隆）」より「松平薩摩様（島津綱久）」へ岡見伊左衛門²⁴⁾を使として「御結入」の御祝が送られたことを報じたものである²⁵⁾。

12月14日の飛脚も、島津家との婚姻に関するもので12月5日に島津綱久等島津一族に加え酒井一門のものを招いた振舞の様子を詳細に報じたものである。

寛文7年1月29日の飛脚は、一族の酒井忠挙の「御内室様（黒田光之女）」が平産で男子が誕生したことを報じたものである。このとき生まれたのは忠挙嫡男の忠相である²⁶⁾。

閏2月21日の飛脚は、閏2月13日に忠隆が酒井忠清と忠清の弟忠能²⁷⁾とを振る舞ったことを報じたものである。

「御自分日記」から知りえる限りであるが、江戸からの飛脚の用件は、婚姻・元服など家族に関わるもの、本家に当たる酒井雅楽家の子誕生に関するもの、将軍の様子、参勤交替時期の老中からの通報、酒造・たばこ作りの触など幕府に関わるものが主なものである。

(3) 江戸への飛脚

次に在国中、国元小浜から江戸への飛脚についてみていこう。表3は、「御自分日記」に記された江戸への飛脚の小浜発の日を月別にあげたものである。

江戸への飛脚は、約1年で58回、月4.5回、6日に約1回と江戸発に比べればやや少ない。これは、次節で述べるように、飛脚とは別に国元から家臣が使者として江戸に派遣される事例が一定数あり、それを加えると江戸・国元間の往來の回数は大きく異なる。

江戸への飛脚については、「御自分日記」では、江戸からの飛脚とは異なり、「一今昼立、江戸江御飛脚被遣」（「御自分日記」寛文6年5月27日条）などの記載に続いて、その用件さらにはその宛先が多く記録されている。

表3 江戸への飛脚

年	月	回	出発日	
寛文6	5	3	25、26、27	
	6	7	2、6、20、22、23、25、28	
	7	6	5、12、13、17、23、28	
	8	3	3、6、29	
	9	4	1、14、28、29	
	10	4	3、10、12、24	
	11	2	14、23	
	12	4	7、13、15、27	
	寛文7	1	5	1、3、13、19、24
		2	3	1、13、18
		②	3	6、13、23
		3	6	1、3、13、22、25、28
4		6	6、9、11、17、23、27	
	5	2	3、6	

国元到着後最初の飛脚は到着翌々日の5月25日のものである。しかし「御自分日記」には「今昼江戸江御飛脚被遣、方々江之御状被遣」とあるのみで用件は不明である。次は翌26日のもので、「御自分日記」には「一今昼江戸へ御飛脚被遣、是者御着之義、御役人・御傍衆などへ御状被遣」とあるように忠直の国元到着を「御役人・御傍衆」に報じたものである。ここにみえる「御役人衆」は後の事例からすれば幕府老中・若年寄等である。

これ以降の飛脚派遣を見ていくと、いくつかの傾向、特徴がみられる。まず注目されるのが、表4にあげたように将軍の動静に関わるものである。

将軍家綱に係る用件は、58回のうち20回、全体の34%を占める。そのいくつかをみておこう。寛文6年5月27日小浜発の飛脚①の用件は「去ル十七日紅葉山御宮江御社参被成、御機嫌能還御付」とあるように、5月17日に家綱が紅葉山東照宮に社参し機嫌良く還御したことを老中等を通して賀したものである²⁸⁾。報じ方は、「御老中様江御連状、其外方々江御状共被遣」とあるように、老中連名宛で報じており、さらに老中以外にも「其外方々」へ忠直の「御状」が出された。なお、17日は徳川家康の忌日である。

これと同様のものとしては、⑥⑦⑨⑩⑱があげられる。⑥は徳川家光の忌日廿日に紅葉山の仏殿への参詣²⁹⁾、⑦は徳川秀忠の忌日24日の紅葉山の仏殿への参詣³⁰⁾、⑨は①と同じ家康の忌日17日に紅葉山の東照宮への参詣³¹⁾、⑩は⑦と同じ³²⁾、⑱は家光の忌日に上野の仏殿への参詣である³³⁾。⑳は日光大猷院廟での家光の十七回忌の法事³⁴⁾が首尾良く済んだことを祝ったものである。

表4 将軍への祝い・見舞への飛脚

番号	月日	用 件	宛 名
	寛文6		
①	5.27	去五月十七日紅葉山御宮参詣被成御 機嫌能還御	老中 其外方々
②	6. 2	為御機嫌伺	—
③	6.25	去十五日山王御祭礼相済候	老中 若老中 傍衆
④	6.28	御加定之御祝儀相済候	老中 若老中 其外
⑤	7.17	去七日御表出御被遊諸御礼被為請之	老中 若老中 側衆
⑥	8. 3	去月廿日紅葉山御仏殿江御参詣	酒井忠清 阿部忠秋 老中 其外
⑦	8. 6	去月廿四日紅葉山御仏殿江御参詣御 機嫌能還御被遊候	老中 其外側衆
⑧	8.11	八朔之諸御儀如例年被為請候	酒井忠清 阿部忠秋 保科正之 老中 其外方々
⑨	9.28	去十七日紅葉山御宮江御参詣	酒井忠清 阿部忠秋 老中 其外如例
⑩	10. 3	去月廿四日紅葉山御参詣	老中 側衆
⑪	12.13	寒二入為窺御機嫌	酒井忠世 阿部忠秋 老中 若老中 側衆 守衆
⑫	12.15	去四日公方様高田筋為御鷹狩被為成 二付為御窺御機嫌	如例
	寛文7		
⑬	1.24	去十一日御具足御祝相済候	老中 若老中 傍衆 酒井忠世 阿部忠秋
⑭	2.13	公方様去月晦日西丸へ被為成、去朔日日光御 鐘御頂戴被遊	老中 若老中 其外如例
⑮	②.13	去月廿九日公方様為御鷹狩隅田川筋 被為成候	老中 酒井忠世 阿部忠秋 保科正之 酒井忠拳 松平定房 若老中 傍衆 守衆
⑯	3.25	勅使院使為御馳走御能被仰付之候其 後勅答被仰出候	老中 若老中 傍衆 酒井忠清 阿部忠秋 酒井忠拳
⑰	4. 9	公方様少々御不例二付為窺御機嫌	老中 阿部忠秋 酒井忠拳 保科正之 川崎
⑱	4.11	公方様御不例御快然被遊与朔日御表 へ出御諸御礼被為請	老中 若老中 阿部忠秋 酒井忠拳 保科正之 松平忠房 あふみ 川さき
⑲	4.27	公方様去廿日上野仏殿へ御参詣被遊 今度於日光大猷院様御十七回忌之御 法事首尾能相済候	老中 酒井忠清 保科正之 阿部忠秋 酒井忠拳 松平定房 若老中 側衆 守衆
⑳	5. 3		老中 若老中 側衆 守衆 酒井忠世 酒井忠拳 保科正之 阿部忠秋

次に多いのが、幕府での恒例の行事に関わるものである。③は将軍家綱上覧の山王祭が行われたこと³⁵⁾、④は江戸城で16日に催された嘉定の祝い³⁶⁾、⑤は黒書院・白書院・大広間へ出御し諸大名からの礼を受けたこと、⑬は11日の恒例の具足祝い³⁷⁾、⑭は1月晦日の江戸城西丸への渡御と2月1日に恒例の日光東照宮からの「御鏡」を家綱が「頂戴」したこと³⁸⁾、⑯は例年江戸へ参向した勅使・院使を10日能でもてなしたことである³⁹⁾。このほか家綱への見舞として、②は御機嫌伺い、⑪は寒入にあたっての御機嫌窺い、⑰は家綱の煩いへの見舞⁴⁰⁾、⑱はその回復を祝ったものである。⑫⑮は家綱の高田筋・隅田川筋での鷹狩りへの見舞である⁴¹⁾。

書状を送った先について、概略を説明しておこう。この時期の老中は稲葉正則・久世広之・板倉重矩の3人、若老中は若年寄のことで土井利房・永井尚康の2人、側衆（傍衆）は渡辺吉綱・板倉重直・松平氏信の3人、守衆は石川乗政・酒井忠辰・内藤正勝の3人である⁴²⁾。酒井忠清は大老であり、阿部忠秋は寛文6年3月29日に老中を許された。保科正之は2代将軍秀忠の四男で家綱の補佐を家光より命じられた。酒井忠拳は堺忠清の嫡男で奏者、松平定房⁴³⁾は江戸城大留守居である。

この一連の飛脚派遣と江戸での将軍にかかる事柄の日時を比較すると、その日数は9日から15日となるが、多くは11日前後であることから、江戸からの飛脚は凡そ11日前後で国元小浜に着いたことが分かる。

もう一つは、表5に示した将軍への国元からの献上に関するものである。将軍への献上に関わる飛脚は、江戸への飛脚58回のうち13回を数える。寛文6年6月6日の疋田鮎鮎については「御自分日記」に「疋田鮎鮎如例年御城江被献之、就夫御一門様其外方々江献之」とあり、例年の献上であったとともに一門以下にも送られたことが分かる。疋田鮎鮎は、敦賀郡の古くからの名産である⁴⁴⁾。

刺鯖⁴⁵⁾については「御自分日記」寛文6年6月23日条には「一今朝江戸江御飛脚にて刺鯖御城江被献之、依之方々江刺鯖被遣之」とある。若狭での鯖漁が本格化するのは18世紀以降とされているが、1660年代に将軍への献上品として刺鯖が江戸に送られていたことは注目される⁴⁶⁾。

刺鯖・疋田鮎鮎は江戸以外にも所々へ送られている。一例をあげれば「御自分日記」寛文6年6月26日条に「牧野佐渡守様へ浜塩の小鯛十、干鱈十五、右之奥様へ疋田鮎二曲物、牧野因幡守様江疋田鮎二曲物・刺鯖廿刺、同長門守様江疋田鮎二曲物、右御飛脚にて京都江被遣之」とみえる。

「初鱈」⁴⁷⁾は9月に、「鱈」⁴⁸⁾は11月に、「内鱈」は寛文7年1月に、「目刺」は3月ころに例年献上されている。「内鱈」については、例年12月中に献上すべきものを役人が失念し、献上が遅れる事件がこの年起こり、忠直は諸役人を呼び「公儀向之儀者常々可入念之旨被仰付置候処、何茂失念仕候儀ハ万端義を重不存、公儀を軽存故と」と叱責している⁴⁹⁾。

「当所之筆」については、「御自分日記」寛文7年閏2月23日条に「当所之筆御献上ニ付、御老中江御連状、其外御老中・若老中・御側衆・御守衆、酒井河内守様・保科肥後守様・松平美作守様江筆進之、あふミ様・川崎様・祖心様⁵⁰⁾へも筆被遣之」と将軍への献上以外にも老中ら幕府要職のものへ筆が送られている⁵¹⁾。この筆は、中世後期から若狭筆⁵²⁾として京都でももてはやされ、「御自分日記」寛文7年3月13日条に「京都へ御飛脚にて、内々從仙洞様当所之筆依御好ニ御本之御筆来ニ付、御筆被仰付之、則出来ニ付今朝牧野佐渡守様迄被遣之、御献上之」とみえる。ここに「從仙洞様当所之筆依御好ニ」とあるように、後水尾上皇も若狭筆を好んだ。

昆布については、「召しの昆布」と称され室町将軍への献上品として早くから知られたものであり、江戸時代にも小浜藩から将軍への献上品であった。「山名文書」中の「召の昆布由緒書」⁵³⁾には「当時将軍家東山大君の御めしの昆布となるゆへに、わかさのめしのこんふとは呼れぬ、(中略)今以て忝も大守公より東都献上の御昆布、我数代おこたる事なし」とみえ、また同文書、宝永3年(1706)正月の「御用帳」に「正月五日 月并之御昆布 一三十本 江戸へ被遣候」とみえるのを筆頭に毎月の江戸進献の昆布が書き上げられている。さらに『拾樵雑話』には「昆布屋九兵衛 若狭昆布の名家

表5 将軍への献上の飛脚

年	月日	献上品
寛文6	6.6	疋田鮎鮎如例年御城江被献之
	6.23	刺鯖御城江被献之
	7.5	疋田鮎鮎御城江被献之
	9.28	当所之柿御献上ニ付
	9.29	初鱈御献上付
寛文7	11.23	如例年鱈御城江被献ニ付
	1.3	旧臘廿六日之日付ニ而内鱈御献上ニ付
	②.23	当所之筆御献上ニ付
	3.3	生代之雁御献上ニ付
	3.6	如例月江戸へ御飛脚ニ而昆布被献之
	3.22	如例年目刺御進上
	4.6	江戸江如例月昆布被遣ニ付而也
	5.6	如例月江戸へ御飛脚にて昆布被遣

也、毎月献上昆布差上」と、また『雅狭考』に「昆布、例月六日使を發し。東都寛永寺親王に進せられ日光山に献せらる」とみえ、毎月献上されていたようであり、「御自分日記」寛文7年3月6日条に「如例月江戸へ御飛脚ニ而昆布被献之」とあることに従えば、寛文6年6月から7年閏2月の6日条には昆布進献の記事はみえないが、実際には毎月昆布進献のための飛脚が江戸に派遣されていたとみなせよう。

この他江戸への飛脚は、寛文6年7月23日に奥様へ竹取物語3巻・芭蕉布3端、忠隆へ芭蕉布2端、忠稠へ絹縮1端、高木佐兵衛に扇子10本入り1箱などを送ったものがある。11月14日の飛脚は、敦賀より鱈を「方々へ」遣わすためのものであった。

江戸への飛脚で最も重要なものは、紅葉山東照宮参詣をはじめとする将軍家綱の動静に応じた伺いや祝いに関するもので、次いで疋田鮎鯨や昆布など将軍への献上の品々であり、そこでは在国ながら将軍との強い繋がりが保たれている。

(4) 江戸への使者

江戸への便には、飛脚のほか、忠直が派遣した使者がある。「御自分日記」に記録された江戸への使者の回数は18回を数えることができる。表6は、その月別の派遣回数と出発日を示したものである。

江戸への使者の派遣は、ほぼ全月にみられるが、そこには規則性はみえない。また、使者の派遣のみが記録され、その用件を記さない記事も多いが、用件を窺える個々の事例を、以下用件別にみていこう。

まず、幕府への報告である。国元に到着した当日の23日には、老中に宛て「今度御暇」が出されたことの「御礼」の書状を届けるために家臣の安達空之介⁵⁴⁾が即日江戸に遣わされた。

6月5日には「一片岡与兵衛事、丹後之城無相違 上使衆江相渡候付、此儀酒井雅楽頭様江被仰遣之候、道中四日振参候様ニと被仰付之、子ノ上剋発足、依之白銀三枚被下之」とあるように、丹後宮津の城が上使に渡されたことを酒井忠清に報じるために片岡与兵衛⁵⁵⁾が派遣された。そして「道中四日振」とあるように、道中4日で江戸に着くよう命じられた。この事例が国元小浜と江戸間の最短日数である。ちなみに宮津城受取は6月4日である。

6月15日に畠中九郎兵衛⁵⁶⁾が使者として派遣されるが、これは同日江戸から報じられた「高木八郎兵衛様」の死去にともなう弔問の使者である。

9月22日の大工権兵衛の江戸下向については「御自分日記」に「重陽之諸御礼相済ニ付、御老中様(酒井忠世)・雅楽様(阿部忠秋)・豊後様(保科正之)・肥後様(松平定房)・美作様、其外如例御状被遣之」とあり、幕府での重陽の礼⁵⁷⁾が無事済んだことを賀すため老中他に書状を送った。

寛文7年1月13日の使者については、「御自分日記」に「三浦弥兵衛⁵⁸⁾今昼立江戸江被遣之、是ハ(德川家綱)公方様年始之諸御礼首尾好被為請候付、御老中様、酒井雅楽頭様・同河内守様・保科肥後守様・川崎様・祖心様へ御状被遣之」とあるように、江戸城での年頭礼が首尾良くなされたことを賀すための使

表6 江戸への使者

年	月	回	出発日
寛文6	5	1	23
	6	3	5、15、22
	9	2	22、28
	10	1	11
	12	3	8、14、19
寛文7	1	3	1、13、30
	2	2	23、28
	②	1	8
	3	1	13
	4	1	3

(忠清)

者である⁵⁹⁾。

この2例は、先の幕府諸礼に関わる飛脚派遣と大きくは変わらない。

寛文6年9月28日には江戸勤番として江戸に下る榊原源兵衛⁶⁰⁾が、老中宛の参勤伺いの書状を託され、使者となったものである。

10月11日は、「御自分日記」に「当朔日ニお竹様御縁組之儀被仰出候付、為御礼以使者津田平右衛門尉⁶¹⁾、雅楽様・豊後様・御老中様・保科肥後守様・松平美作守様・酒井河内様、其外如例方々御状遣之」とあり、また「柳宮日次記」同年10月1日条に「縁辺被仰付候 酒井修理大夫娘・亀井伊予守」とあることからお竹様と亀井政直⁶²⁾との縁組が將軍家綱から命じられたことへの礼の使者である。

12月8日の使者については「御自分日記」に「兵庫⁶³⁾ 義、年頭之為御名代江戸へ罷下ニ付御召之御羽織壱白銀十枚被下旨、谷口市丞⁶⁴⁾ 申渡之」とあり、また「御自分日記」11日条には「為年頭之御名代広沢兵庫被遣之、依之御老中様・若老中様江御状被遣之」とあり、正月の家綱への年頭礼の名代として広沢兵庫が派遣された。

12月14日の使者については、「御自分日記」に「谷口市丞江銀子五枚、井上東太夫⁶⁵⁾ 銀子三枚、平尾仁左衛門⁶⁶⁾ 銀子貳枚被下之、是者去九日午込火事之節類火⁶⁷⁾ ニ逢申候付、近日江戸江可被遣之旨被仰付候」とあるように、小浜藩の江戸牛込の屋敷の類火に際しての使者派遣である。

寛文7年2月23日については、「御自分日記」に「松田学兵衛江戸へ発足」「奥様へ小硯、靱負様へ銅猿香炉、右京様へ青手獅子香炉、お竹さまへ梨地爪香炉薫物、お仙さまへ小袖形香炉、右之通被進之、学兵衛持参之」とあり江戸へ下向する松田学兵衛⁶⁸⁾に「奥様」への小硯等を託している。

(5) 領外からの飛札・飛脚

領外からの飛札・飛脚に関する「御自分日記」の記事は、「松平越中守様御飛札ニ而寒糟漬之鴨一桶・岐阜鮎鮓一桶来、御返事済⁶⁹⁾」といったもので、差出者、飛札・飛脚の別、到来品また用件、返事などで構成されているが、用件や返事に関する記載はないものも多い。

表7は、「御自分日記」にみえる領外からの飛札・飛脚の月別回数を概観したもので、回数の欄は各月の飛札・飛脚の回数、「宮津」は宮津城請取・在番に関わった大名からの飛札・飛脚の回数、「親類」は婚姻によるものを主とするが一族に関するものを含めている。「近所」は領国若狭の近所に領地を持つ大名のことである。

全体で飛札・飛脚の数は109回であり、月別には入国直後、11月、年始が多く、寛文7年2月以降は少ない。また109回の内、宮津城請取在番に関わるものが28回、26パーセント、親類関係が44回、40パーセントと最も多く、「近所」の大名関係のものが13回、12パーセントあり、これら三者で85回、全体の78パーセントを占める。

まず宮津城請取・在番関係からみていこう。表8は宮

表7 領外からの飛札・飛脚

年	月	回数	宮津	親類	近所	
寛文6	5	1				
	6	16	6	4	4	
	7	10	3	4	1	
	8	9	3	3	2	
	9	4	1	2	1	
	10	10	2	4	2	
	11	15	4	6		
	12	13	3	8		
	寛文7	1	20	3	8	3
		2	4	1	1	
		②	4	1	3	
		3	2		1	1
4		1	1			
5	0					
		109	28	44	13	

津城請取・在番に関わった大名の一覧と飛札・飛脚到来の日時を大名別に示したものである。

宮津城主京極高国は寛文6年5月3日に改易が申し渡される⁷⁰⁾。宮津城請取の上使として青山幸利（摂津尼崎藩主）、城受取には松平康信（丹波篠山藩主）・松平忠房（丹波福知山藩主）・小出伊勢守吉親（丹波園部）、在番として水谷勝宗（備中松山藩主）・九鬼隆昌（摂津三田藩主）⁷¹⁾、在番代として寛文6年10月15日に浅野長治（備後三次）が命じられた⁷²⁾。

表8 宮津城請取大名と飛札・飛脚

大名名	領地	役割	飛札・飛脚到来日
小出伊勢守吉親	丹波園部	城請取	6/7, 7/26
松平主殿頭忠房	丹波福知山	城請取	6/10, 7/6, 10/27, 12/27, ②27
松平若狭守康信	丹波篠山	城請取	6/16, 19, 24, 8/5, 10/20, 12/21, 1/5, 2/9
青山大膳亮幸利	摂津尼崎	上使	6/25
九鬼長門守隆昌	摂津三田	在番	7/1, 11/29
水谷左京亮勝宗	備中松山	在番	8/17, 28, 9/17, 11/17, 1/7
浅野因幡守長治	備後三次	在番	11/18, 24, 12/21, 1/6

表8から、大名によって回数には差はあるが、城請取・在番に関わったすべての大名が忠直に飛脚あるいは飛札を送ってきている。一例をあげれば、「御自分日記」寛文6年6月7日条に「小出伊勢守様丹後宮津之城一昨巳之刻御請取、御勤番二付御飛札来ル、御返事済」とみえる。^(吉親)こうした状況は、将軍家綱から暇を与えられたときに「折々丹後国江為見廻家来遣可申由也」という役目を与えられたが、この飛脚・飛札の回数は直接的ではないものの、その役目を果たしていたことを物語っている⁷³⁾。一方、これらは、宮津城請取という非日常的なものであり、日常とは区別せねばならないが、在国大名の一つの役割として注目しておきたい。

親類については、播磨林田の建部丹後守政長の9回、子の政字の2回がもっとも多い。建部政長の室は酒井忠勝の女である⁷⁴⁾。内容が記された飛札は少ないが、寛文6年10月27日着の飛札では鷹の借を用を忠直に願ったものであり、忠直から貸し与えられている。12月29日着では建部政長から「鷹之雉子」が贈られている⁷⁵⁾。

次に多いのは伊予松山の松平隠岐守定頼の8回である。松平定頼との関係は、定頼の女が忠直の室であるとともに、定頼の妹が酒井忠朝の室であり、両者の婚姻関係は深い⁷⁶⁾。定頼からの飛札・飛脚の内容は、伊予素麺・干鯛・在所の蜜柑・黒漬鯛・西条柿などの贈答、忠隆の元服・婚姻祝、忠稠の袖留の祝、江戸下屋敷類火の見舞などである。

三番目は備前福山の水野民部勝種とその母おつるの8回である。酒井家との関係は、おつるが酒井忠勝の養女で勝種の父勝貞の室であったことにある⁷⁷⁾。飛札・飛脚の内容の分かるものとしては、鯉節・福山素麺・串海鼠・煎海鼠の贈答、忠隆の元服祝がある。

回数が比較的多いものとして、摂津麻田の青木甲斐守重兼の3回、筑前福岡の黒田光之から3回がみえる。青木重兼は室は酒井忠勝の父酒井忠利の女である⁷⁸⁾。飛札の内容は氷餅・榎・西瓜の贈答と在所発足を報じたものである。黒田光之は、光之の女が一族の酒井忠挙室であったことから⁷⁹⁾、内容は素麺・葱冬酒の贈答、また忠隆元服の祝いである。

特異なものとして牧野親成からの飛札がある。牧野親成は当時の所司代であり、その役職との関係

も見過ごすことはできないが、室は酒井忠勝養女であり⁸⁰⁾、酒井家とは姻戚関係にもあった。寛文6年11月2日着の飛札で忠直に口切之茶・音羽焼・鷹鴨・葱冬酒を贈っている。また同時に親成の子牧野因幡守富成からは赤貝が、室からも杉重鯛を送られている。

また、薩摩鹿兒島の島津薩摩守綱久・島津綱久の父島津大隅守光久からの飛札・飛脚がみえる。これは嫡男の忠隆と島津綱久の女との婚姻がこの年に成立したことによる⁸¹⁾。

このほか石見浜田の松井康映（康映の兄康政の室は酒井忠勝の女）⁸²⁾ から鯛・葱冬酒、遠江掛川の井伊兵部直好（室は酒井讃岐守忠勝の女）⁸³⁾ から葛粉等を送られている。寛文7年1月5日着の飛札として播磨龍野の脇坂中務安政のものがある。安政の母は酒井忠勝女である⁸⁴⁾。

一族のものは多くはない。息子の忠隆からは寛文6年6月12日着で「機嫌窺」、翌年1月12日着で年始として太刀馬代が贈られ、また本家筋の酒井忠清からは寛文6年10月27日着で口切の茶・塩鶴が送られたきている。

近所の大名については、どの範囲が「近所」と意識されていたかは改めて検討すべき課題であるが、ここでは親類ではなく領地が接するまた近接する大名を「近所」とした。名前だけをあげると、近江彦根の井伊掃部頭直澄、近江大溝の分部若狭守嘉治（3回）、近江朽木の朽木権佐智綱、近江膳所の本多兵部康将、丹後田辺の京極伊勢守高盛、丹後峰山の京極右近高供（4回）、丹後綾部の九鬼式部少輔隆季、越前福井の松平越前守光通などである。

最後に、宮津・親類・近所関係に収めきれなかった飛札・飛脚の主の名前をあげておく。伊勢桑名の松平越中守定重（寒糠漬、参勤発足）、大嶋雲八義近（在所枝柿）、大坂城番の渡辺丹後守吉綱（真鯉・大根）、尾張中納言徳川光友、京都代官小堀仁右衛門正春（漬松茸）、安芸広島浅野光晟（鷹漬・煎海鼠・西条柿等）、大和郡山の本多内記政勝、志摩鳥羽の内藤飛驒守忠政（当地の鮭・鱈所望）、五畿内奉行の水野石見守忠定（干鯛）、大和小泉の片桐石見守貞昌（薄塩菱喰、年始の祝儀、下屋敷類火見舞）、美濃大垣の戸田采女氏信などがあげられる。

領外からの飛札・飛脚が、江戸からのものか領地からのものか、内容から明らかになるものもあるが、確定することが困難なものも多い。その内、子の忠隆や一族の酒井忠世、さらに在江戸が確認できる島津光久・綱久親子などは江戸からである。一方、「国之肴鮭」「伊予素麺」「福山素麺」など領地の産物が贈られていること、さらに「在所着」や参勤を報じるものなどは江戸ではなく国元からのものである。

おわりに

江戸からの飛脚74回、江戸への飛脚と使者とを合わせれば76回とほぼ同数の行き来が江戸と国元のあいだでなされている。この回数を多いとするか少ないとするかは、にわかには決めがたいが、相当数の安定した行き来があったことは確かである。

江戸からの飛脚がもたらした情報の内容は、「御自分日記」からは十分には窺えないが、国元から江戸への飛脚や使者については多くその内容を知ることができ、おおよその推定は可能である。

国元から江戸への飛脚や使者が江戸へ伝えた内容は、将軍の日々の動向に基づいたそれへの祝儀や御機嫌伺い、さらには将軍への土産の献上があり、国元においても江戸の将軍との繋がりが重要視され

ていたことが明らかとなる。こうした將軍に関わる飛脚は、単に將軍だけでなく、それにともなって老中・若年寄らへの通信、さらには多くは明示されていないが、家族や一族、さらには江戸詰の家臣への通信がなされていたものと考えられる。

寛文6年に限っては、宮津城請取・在番に関わった大名からの飛札・飛脚がかなり多くみられる。忠直が使者を派遣し宮津城請取の様子を確かめるよう幕府から命じられたことを踏まえれば、こうした飛札・飛脚の存在はそれを裏付け、大名の將軍への奉公のありようの一端を示すものとして注目される。

このほか、江戸からあるいは周辺の大名から国元への使者・飛札・飛脚がある。また「近所」の大名との関係では、十分には明らかにしえなかったが、大名の参勤や在国の情報もたらされており、その地域での大名の参勤・在国の情報が大名相互にとりかわされていたことが窺える。

こうした在国大名と江戸とのあり方は、他の譜代大名、さらには外様大名においてどのようなものであったかを明らかにすることで、より豊かな位置づけがみいだされるであろう。

注

- 1) 『寛政重修諸家譜』2-24頁。
- 2) 『小浜市史』通史編上巻778-780頁。
- 3) 「柳営日次記」(内閣文庫蔵)寛文10年4月22日条。
- 4) 堀田正信は下総佐倉10万石の大名。万治3年、諫書を提出し幕閣の失政を非難、旗本の困窮を論じて所領の返上と交換に旗本の救済を願い、無断で佐倉に帰国したため改易され、寛文12年までは信濃飯田藩主脇坂安政に預けられていた。
- 5) 「柳営日次記」延宝5年6月16日条に、
 - 一 ^(忠直)酒井修理大夫
^(正休)堀田豊前守
^(正綱)右為上使杉浦内蔵丞被遣之、
 上意之趣
 - 一 ^(正信)堀田上野介事
^(蜂須賀綱通)右修理大夫ニ御預被成候処、小浜を忍出、京都江罷越候処、不届千万被思召候付而、上野介事、松平阿波守江
^(頼親)今度御預被遣、為上使土岐十左衛門被遣候事、
 - 一 酒井修理大夫事
 右上野介居所之番申付様不念ニ被思召候得共、年寄共迄断申候段、委細被聞召候間、御用捨被成、閉門被仰付候事
 右者修理大夫江之趣也、
 とあり、また「柳営日次記」延宝5年閏12月17日条に、
 - 一 酒井修理大夫
 堀田豊前守
 右閉門御赦免、
 とある。
- 6) 小浜市立図書館所蔵「酒井家文庫」。
- 7) 「御自分日記」寛文2年5月26日条に「今日ヨリ道中御急可被成候旨被仰出候、(中略) ^(忠勝)空印様御病氣弥重ク被成御座之旨、昨晚申来故也」とみえる。
- 8) 『寛政重修諸家譜』24頁。

- 9) 『小浜市史』藩政史料編二(1985年)所収。
- 10) 「御自分日記」寛文6年5月13日条に「申中刻御発駕、西下刻品川御宿江御着座」とある。
- 11) 寛永19年5月14日に譜代大名の交替を6月とする(『江戸幕府日記』同日条)。
- 12) 「柳營日次記」寛文6年5月3日条に「京極丹後守事(中略)領知丹後国宮津城七万五千石之處被召上之」とある。
- 13) 「御自分日記」各日条。
- 14) 『拾樵雑話』210頁(福井県郷土誌懇談会、1974年)に「御同人様寛文六年午五月、俄に江戸より夜を日に繼御入国被成候、其訳は宮津京極家(山城守様)家断絶に付、城受取に青山大膳亮様御越被成候処、家中何角と申、城相渡申事渋滞により、宮津おもて討手の命を蒙らせられ、御支度の内宮津無難に相済」とある。この展開の記述には多少誤りもあるが参考にあげておく。
- 15) 「御自分日記」各日条。
- 16) 寛文7年には閏月、閏2月がある。
- 17) 『寛政重修諸家譜』5405頁、高木正俊の項に「母は酒井備後守忠利が女(中略)、妻は酒井讃岐守忠勝が女」とある。
- 18) 『小浜市史』藩政史料編二、200頁。
- 19) 『寛政重修諸家譜』238頁、酒井忠綱の項、また父忠重の項に「酒井備後守忠利が三男」とみえる。
- 20) 『寛政重修諸家譜』228頁、酒井忠稠の項。
- 21) 幕府公用の飛脚。
- 22) 『御触書寛保集成』2126号。「柳營日次記」寛文7年3月4日条に「酒たはこ造候者御定書被相渡候」とあり、続いて触の本文が書き留められている。
- 23) 『寛政重修諸家譜』214頁、酒井忠寛の項。
- 24) 「御自分日記」には「岡見伊左衛門」とあるが「寛文七年分限帳」に「七百石 岡見伊右衛門」とみえる人物と同一人物である(『小浜市史』藩政史料編二、398頁)。
- 25) 『寛政重修諸家譜』224頁、酒井忠隆の項に「室は松平薩摩守綱久が女」とあり、また『寛政重修諸家譜』2348頁、島津綱久女子の項に「酒井靱負佐忠隆が室」とある。
- 26) 『寛政重修諸家譜』29頁、酒井忠挙の項。
- 27) 『寛政重修諸家譜』215頁、酒井忠能の項。
- 28) 「柳營日次記」寛文6年5月17日条に「辰后刻紅葉山御宮御参詣」とみえる。
- 29) 「柳營日次記」寛文6年7月20日条に「辰下刻紅葉山御宮御参詣」とみえる。
- 30) 「柳營日次記」寛文6年7月24日条に「紅葉山御仏殿辰后刻御参詣」とみえる。
- 31) 「柳營日次記」寛文6年9月17日条に「紅葉山御宮辰下刻御社詣」とみえる。
- 32) 「柳營日次記」寛文6年9月24日条に「紅葉山御仏殿為御参詣、辰后刻出御」とみえる。
- 33) 「柳營日次記」寛文7年4月20日条に「今日東叡山御堂為御参詣、辰下刻大廊下通出御」とみえる。
- 34) 「柳營日次記」寛文7年4月20日条に「大猷院(徳川家光)殿就十七回御忌、於日光山 去七日勅会之御法事御執行、十六日御結願」とみえる。
- 35) 「柳營日次記」寛文6年6月15日条に「山王神事为上覧、辰下刻勿橋東之御固門ニ出御」とみえる。
- 36) 「柳營日次記」寛文6年6月16日条に「如例年御嘉定为御祝、辰下刻大広間出御」とみえる。
- 37) 「柳營日次記」寛文7年1月11日条に「御吉例御具足御祝在之、黒書院御床御具足飾之 御具足奉行役之、巳上刻黒書院出御」とみえる。
- 38) 「柳營日次記」寛文7年1月晦日条に「午上刻西丸江渡御、未后刻還御」、2月1日条に「如例年、日光山・久能御鏡御頂戴ニ付御連枝方諸大名出仕無之、巳下刻白書院出御」とみえる。
- 39) 「柳營日次記」寛文7年3月10日条に「今度参向之公家衆為御馳走御能御饗応在之付、辰下刻大広間出御」とみえる。
- 40) 「柳營日次記」寛文7年3月28日条に「一昨日より少々御食傷気付也」とみえる。
- 41) 「柳營日次記」寛文6年12月4日条に「巳后刻高田筋為御鷹狩出御」、また同寛文7年2月29日条に「辰下刻隅

田川筋為御鷹野出御」とみえる。

- 42) 『大日本近世史料 柳営補任』一。
- 43) 江戸城大留守居『寛政重修諸家譜』1-311頁。
- 44) 「指掌録」八(『敦賀市史』史料編五、383頁)の「疋田鯨御献上并御音物」の項に、献上に関する詳細な記事がある。
- 45) 「指掌録」八(『敦賀市史』史料編五、385頁)に「刺鯖ハ六月初廿日前迄ニ江戸江下ル」とあり、それに続けて献上等の手順の詳細が記されている。
- 46) 『雅狭考』650頁、「西津小松原・下竹原・出村漁家(中略)鯖を釣事第一の業なり、他魚と違ひ刺鯖とて関東の諸国までも七月佳義に用ゆるにつき、夥敷塩製して出るなり」とみえる。
- 47) 「指掌録」八(『敦賀市史』史料編五、386頁)に「初沖鱈ハ九月初十月初迄ニ小浜江遣之、後之沖鱈ハ十月霜月之内相調、直ニ敦賀江戸へ下ス」とみえる。
- 48) 「指掌録」八(『敦賀市史』史料編五、386頁)に「毎冬鱈鱚江戸江被指下候時分」とみえる。
- 49) 「御自分日記」寛文7年1月3日条。
- 50) 「あふみ様・川崎様・祖心様」はいずれも江戸城女中。
- 51) 「御自分日記」延宝6年5月9日条には「一御城御右筆部屋迄若州筆被献之、一雅楽頭様江若州筆卅対、御老中様・若御老中様江同筆十対充以献之」とみえる。
- 52) 『雅狭考』666頁に「筆も若狭筆の名ありて関東に進献し給ふ」とある。
- 53) 『小浜市史』諸家文書編一。
- 54) 「寛文七年限帳」に「二百五十石 安達空之助」がみえる(『小浜市史』藩政史料編二、397頁)。
- 55) 「寛文七年限帳」に「二百石 片岡与惣兵衛」がみえる(『小浜市史』藩政史料編二、392頁)。
- 56) 「寛文七年限帳」に「二百石 持筒十六人 畠中九郎兵衛」がみえる(『小浜市史』藩政史料編二、399頁)。
- 57) 「柳営日次記」寛文6年9月9日条に「如例年御連枝方諸大名御礼在之」とみえる。
- 58) 「寛文七年限帳」に「三浦弥兵衛」とみえ(『小浜市史』藩政史料編二、390頁)、また「安永三年小浜藩家臣由緒書」の三浦弥兵衛義安の項に「忠直様御代 寛文元年本知(三百石)無相違被下、同二年御足軽御預」とみえる(『小浜市史』藩政史料編二、251頁)。
- 59) 「柳営日次記」寛文7年1月1日条に「巳后刻御黒書院江出御」、同2日条に「巳上刻白書院出御」、同3日条に「巳上刻白書院出御」とあり、それぞれの日に三献之盃が行われている。
- 60) 「寛文七年限帳」に「貳百石 榊原源兵衛」(『小浜市史』藩政史料編二、392頁)とみえ、また「安永三年小浜藩家臣由緒書」(『小浜市史』藩政史料編二、240頁)に「二代目榊原源兵衛忠政(中略)寛文三年五拾石御加増都合百五拾石大目付役、同六年跡式 貳百石無相違被下置、同心拾人御預」とみえる。
- 61) 「寛文七年限帳」に「二百五拾石津田平右衛門」とある。
- 62) 『寛政重修諸家譜』7-223頁、亀井政直の項に「継室は酒井修理大夫が養女」とある(『小浜市史』藩政史料編二、396頁)。
- 63) 「寛文七年限帳」に「六百五拾石 広沢兵庫」とある(『小浜市史』藩政史料編二、396頁)。
- 64) 「寛文七年限帳」に「貳百五拾石 谷口市之丞」と(『小浜市史』藩政史料編二、396頁)、また「安永三年小浜藩家臣由緒書」の谷口市之丞重政の項にこの当時「御用人」であったことがみえる(『小浜市史』藩政史料編二、101頁)。
- 65) 「寛文七年限帳」に「同(貳百五拾石)井上東太夫」とある(『小浜市史』藩政史料編二、398頁)。
- 66) 「寛文七年限帳」に「同(貳百五拾石)平尾茂右衛門」とみえる人物と同人物か(『小浜市史』藩政史料編二、398頁)。
- 67) 「柳営日次記」寛文6年12月9日条に「午上刻牛込榎町女中祖心屋しきへ表紺屋伝三郎出火、類火之覚(中略)酒井修理大夫下屋敷 家四百三間 家中二十二軒」とみえる。
- 68) 「寛文七年限帳」に「三百五拾石 松田学兵衛」とみえる(『小浜市史』藩政史料編二、398頁)。
- 69) 「御自分日記」寛文6年6月2日条。

- 70) 「柳営日次記」寛文6年5月4日条「青山大膳亮右被召出、京極丹後守城地領地被召上付而、宮津城江為上使可被遣由也」とある。
(幸利) (高国)
- 71) 『宮津市史』通史編下巻参照。
- 72) 「柳営日次記」寛文6年10月15日条「小袖二十 御暇 宮津在番代 浅野因幡守(長治)」とみえる。
- 73) この命に対し忠直側からは、「一丹後宮津上使衆并御在番衆、其外御目付衆江為御使江口半兵衛被遣之」(「御自分日記」寛文6年6月1日条)とあるように、宮津城請取関係者に忠直側から使者が派遣されている。
- 74) 『寛政重修諸家譜』7-81頁、建部政長の項に「室は酒井讃岐守忠勝が女」とある。
- 75) 「御自分日記」同日条。
- 76) 『寛政重修諸家譜』1-294頁、女子の項に「母は上に同じ(京極高広の女)、酒井修理大夫忠直が室」とある。
- 77) 『寛政重修諸家譜』6-45頁、勝貞の項に「室は酒井讃岐守忠勝が養女」とある。
- 78) 『寛政重修諸家譜』11-107頁、青木重兼の項「室は酒井備後守忠利が養女」とある。
- 79) 『寛政重修諸家譜』黒田光之の項。
- 80) 『寛政重修諸家譜』6-284頁、牧野親成の項に「室は酒井讃岐守忠勝が養女」とある。
- 81) 注25。
- 82) 『寛政重修諸家譜』6-325頁、松井康政の項に「室は酒井讃岐守忠勝が女」とある。
- 83) 『寛政重修諸家譜』12-308頁、井伊直好の項に「室は酒井讃岐守忠勝が女」とある。
- 84) 『寛政重修諸家譜』15-73頁、脇坂安政の項「母は酒井忠勝が女」とある。